

訪問リハビリテーション重要事項説明書

(医療法人社団心愛会 TOWN 訪問診療所板橋)

1、指定訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名	医療法人社団 心愛会
代表者名	理事長 木下 幹雄
所在地	東京都昭島市松原町 4-11-9
電話番号	042-544-1700
法人設立年月日	2018年8月20日

2、利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	医療法人社団心愛会 TOWN 訪問診療所板橋
介護保険事業所番号	1311933761
管理者名	坂元 博
所在地	東京都板橋区大山金井町 35-2 ポンボニエール 1 階 101
電話番号	03-5964-5302
FAX 番号	03-5964-5303
通常の事業実施地域	板橋区、川口市、足立区、荒川区、文京区、北区、豊島区、新宿区、中野区、練馬区、和光市、戸田市、蕨市、朝霞市

(2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日・営業時間	月曜日～土曜日 8時30分～17時30分
休業日	日曜日

(3) 事業所理念

- ・ 私達は在宅で療養する人々の尊厳と自立を尊重し良質な医療・介護・福祉サービスを提供します。
- ・ 私達はかかりつけ医や関連機関と密接な連携を図り、在宅療養を支援することで住み慣れた場所で安心して暮らせる地域創りをします。
- ・ 私達は医療・介護・福祉の専門家として質向上と人材育成に真摯に取り組み、地域の皆様へ安全で信頼できるサービスを提供します。

(4) 事業の目的及び運営方法

事業の目的	利用者が心身の機能を維持・改善し、日常生活の自立を助け住み慣れた場所で共に暮らす人たちと主体的に家庭内や地域活動といった社会活動に参加できるよう訪問リハビリテーションサービスの提供を目的とします。
-------	--

運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> 利用者、家族のニーズを大切にし、生活スタイル、家屋環境に合わせた介護的医療を提供します。 リハビリメニューの目的、訪問リハビリでの目標を具体的かつ明確にし、利用者の可能性を追求し最大限に引き出します。 常にいくつかのリハビリ計画、介護方法を提示し、利用者、家族が選択できる医療を提供します。
-------	---

(5) 同事業所の職員体制

区分	資格	業務内容
管理者	医師	診察・管理業務・運営の統括
サービス 提供責任者	理学療法士	管理業務 運営の統括
従事者	理学療法士 作業療法士	医師の指示に基づくサービス提供など
事務職員		事務業務

3、提供するサービスの概要

提供するサービス内容

サービスの区分と種類	サービスの内容
訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき、※1 理学療法士、作業療法士による以下のサービスを行います。 病状観察、個別リハビリ、健康・介護についての相談援助、福祉サービスの相談支援、住宅改修等の家屋調査に関する助言、指導等。

4、当事業所の特徴

- 訪問専門の理学療法士を配置し、急性期病院、回復期病院を退院してからの継続したリハビリテーションを実施していきます。
- 主治医と連携を密にし、医療・介護における専門的なリハビリ指導に心がけています。
- リハビリテーション職種の専門性を活かし、利用者の身体、生活状況を客観的な指標を用いて定期的な評価を実施し、利用者のニーズと生活状況にあった“その人らしい暮らし方”的支援に役立てています。
- 地域の訪問リハビリテーションの普及や質の向上を図るために、地域に出向いての講演活動や勉強会の開催、学会活動にも力を入れています。

5、緊急時の対応

緊急時は、ご家族、主治医、居宅介護支援事業者に連絡すると共に必要な措置を講じます。

主治医	医療機関	医療法人社団心愛会 TOWN 訪問診療所 板橋
	医師名	坂元 博
	所在地	東京都板橋区大山金井町 35-2 ポンボニエール 1 階 101 号
	電話	03-5964-5302
	FAX	03-5964-5303

6、心身状況の把握

サービスの提供開始に当たっては、サービス担当者会議を通じて利用者の状況把握に努めます。また、サービス提供にあたり事前に脈拍を測る等、利用者の当日の体調を確認すると共に、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めます。

7、サービス内容に関する相談・苦情の窓口

当事業所のサービスについて、ご不明な点や苦情等ございましたら直接担当者へお申し出いただかずか、苦情窓口(担当窓口；坂元 博)までお気軽にご相談ください。診療所事務員までお気軽にご相談ください。ご相談いただいた内容は、利用者へのサービス向上を第一に考え、改善策を講じて適切な事業所運営に役立てさせていただきます。なお、その調査結果や改善策などは申し出者が特定できないように十分に配慮した上で、結果を公表させていただく場合がございます。また、各都内市町村等にも苦情相談窓口が設置されていますのでご利用ください。

8、高齢者虐待について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 3 その他虐待防止のために必要な措置

上記処置を適切に実施するための窓口・担当：院長 坂元 博

※サービス提供中に従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに通報するものとする。